

## 京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドライン

決定 平成15年10月29日

全部改正 平成17年 6月21日

改正 平成20年12月26日、平成27年1月19日、平成29年6月7日、令和5年6月29日、  
令和6年3月29日

- 1 京都市上下水道局における工事の請負において、地方公営企業法施行令（以下「令」という。）第21条の13（第1号、第3号及び第4号を除く。）に掲げる随意契約を行うことができる場合の基準は、次のとおりとする。
- 2 このガイドラインは、令和6年4月1日から実施する。

随意契約を行うことができる場合の基準	運用上の留意点
<p>1 その性質又は目的が競争入札に適しないとき（令第21条の13第1項第2号）。</p> <p>(1) 特定の1者しか履行できないもの</p> <p>ア 特殊技術、機器、設備を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ目的を達することができない次の工事を行うとき。</p> <p>(イ) 特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事</p> <p>(ロ) 文化財その他極めて特殊な建築物等で、施工者が特定される補修、増築等の工事</p> <p>(ハ) ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事</p> <p>(ニ) 既設の施設、設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者でないと既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある工事</p> <p>(ホ) 当初予想し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事</p>	<p>・新開発工法を用いる理由が明確であること。</p> <p>・国、京都府又は本市による文化財の指定又は登録を受けていても、直ちに極めて特殊であるとは判断できないこと。</p> <p>・根拠法令等が明らかであること。</p> <p>・密接不可分であること及び著しい支障について、客観的かつ具体的に証明されること。</p> <p>・現に施工中の箇所において急きょ別の工事を施行する必要性が生じた場合で、同一施工者</p>

<p>等で、現に契約を履行中の者と契約することが著しく有利となるものが明らかなもの</p> <p>(2) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの</p> <p>2 災害又は設備等の故障に伴う緊急復旧に伴う工事のほか、緊急の必要により競争入札に付することができないとき（令第21条の13第1項第5号）。</p> <p>3 競争入札に付することが不利と認められるとき（令第21条の13第1項第6号）又は著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある契約をするとき（同項第7号）。</p> <p>(1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事又は本体工事と密接に関連する付帯工事に係る契約を現に契約履行中の施工業者と締結するとき。</p> <p>(2) 他の発注者により現に施工中の工事</p>	<p>でないといと工事施行に著しい支障が生じるおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の発注者により現に施工中の工事箇所と隣接する箇所において工事を施行する必要がある場合で、同一施工者でないといと工事施行に著しい支障が生じるおそれがあるもの</li> <li>・可能な限り総合評価競争入札方式によること。</li> <li>・入札手続を経ることが市民生活に多大な支障を与えるものであること。</li> <li>・原則として、応急措置としての復旧工事であること。恒久的な復旧工事については、競争入札を実施すること。</li> <li>・複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、可能な限り低廉な見積価格を得られるよう価格交渉したうえで、契約を締結すること。</li> <li>・経費節減、工期短縮、安全円滑な施行等の効果が明らかであること（節減額、短縮期間等比較対照を必ず行うこと。）。)</li> <li>・施工中に発生した湧水等の処理、当初設計時に予測し得なかった軟弱土壌による工法変更等の場合は、通常では、追加工事ではなく設計変更（随意契約）を行う。</li> <li>・施工中に施工箇所が増加した場合又は施工内容に新たな工事を付加する必要がある場合は、追加工事（新規契約）となる場合がある。</li> <li>・鉄道工事等との立体交差箇所での配水管布</li> </ul>
---	---

<p>箇所と隣接する箇所、又は交錯する箇所において工事を施行する場合において、当該施工中の者と契約することが著しく有利となることが明らかなもの</p> <p>(3) 特定の者が開発した資材、機材又は新工法を利用することにより、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できることが明らかなとき。</p> <p>(4) 前工事に引き続き施行する工事で次の工事に該当するものについて、前工事の施工者と随意契約を行うとき。</p> <p>ア 前工事と後工事とが、一体の構造物の構築を目的とし、かつ、一貫施工が技術的に必要とされる工事</p> <p>イ 前工事と後工事とが、密接な関係にあり、かつ、前工事で行った仮設備が引き続き使用される後工事</p> <p>(5) 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該施工者と随意契約する方が、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるとき。</p> <p>(6) 特定の施工者が開発・導入した資機材、作業設備、新工法等を利用する方が、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるとき。</p> <p>4 競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき（指名競争入札において入札者が1名であって入札が成立しないときを含む。）（令第21条の13第1項第8号）又は落札者が契約を締結しないとき（同項第9号）。</p>	<p>設工事等（当該立体交差箇所での工事）が該当する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の発注者の依頼内容及び施工が不可分でないことを確認すること。</li> <li>・何らかの事情で工事をいったん完成させる必要があり、一定期間経過の後、新たに着工する必要があるものがこれに該当する。</li> <li>・あらかじめ想定される場合は、前工事の入札時に後工事を随意契約する旨の条件付けを行うこと。</li> <li>・本体工事の施工に直接関連する仮設備で、重大な影響を及ぼすと認められるものに限られること。</li> <li>・同種の工事契約の平均落札率よりも2割以上低い価格で契約を締結できる見込みがあること。</li> <li>・同種の工事契約の平均落札率よりも2割以上低い価格で契約を締結できる見込みがあること。</li> <li>・複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、可能な限り低廉な見積価格を得られるよう価格交渉したうえで、競争入札における予定価格の制限の範囲内において契約を締結すること。複数の契約の相手方の候補者から見積書を徴取することが不可能又は極めて困難な場合においても、必ず価格交渉を</li> </ul>
---	---

	<p>行うこと（ただし、価格交渉を行うことにより、当該契約の内容に適合した履行を確保できなくなると認められる場合又は落札者が契約を締結しないときにおいて落札者以外に予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格又は低入札調査基準価格以上の価格をもって申込みをした者が存する場合は、この限りでない。）。</p>
--	--

○運用上の注意等

- 1 特定の者との随意契約を行う場合であっても、適正な価格の範囲内で、可能な限り低廉な価格で契約を締結するよう、コストについて積算を行うとともに詳細な見積書を提出させ、積算と突合して見積書の内容を精査し、また見積書の再提出を求めるなど価格交渉を行うこと。
- 2 複数の者から見積書を徴取する場合においても、必要に応じて、最も低い見積価格を提示した者のほか、複数の者と価格交渉を行うこと。この交渉が継続している間は、競争が適正に行われるよう、見積書の提出を求める相手に対しては、他の見積書の提出を求める相手の名称等を明らかにしないこと。ただし、契約の相手方の決定について透明性を高めるために、数回の見積書の徴取を経た後の最終的な見積書の徴取に当たっては、全員を一同に集めたいえで一斉に提出させて差し支えない。  
 なお、価格交渉の際は、交渉の相手方となる複数の者に対して同一の条件を提示すること。
- 3 随意契約を締結しようとする場合において、次に掲げる場合は、当該契約を締結する前に予定価格（契約予定金額の基準を示す価格をいう。契約予定金額の基準として予算上限額、契約締結希望金額その他の予定価格以外の名称により契約の相手方の候補者に示す価格及び価格交渉の際に契約の相手方の候補者の譲歩を促すために提示する価格を含む。以下同じ。）を公表することができる。この場合において、予定価格は、公表しようとする時において契約の相手方の候補者となっている者全員に対して公表すること。
  - (1) プロポーザル方式、コンペ方式その他の複数の契約の相手方の候補者のうちから契約の相手方を選定しようとする場合において、予定価格の範囲内で履行可能な内容、方法又は期間その他の契約の条件を提示させ（提示する条件による契約の履行に必要な見積価格を提示させる場合を含む。）、最も有利な条件を提示した者と契約を締結しようとするとき。
  - (2) 複数の契約の相手方の候補者に対して、リバースオークションその他のせり下げ方式による価格交渉を行い、最も低い価格を提示した者と契約を締結しようとするとき。
  - (3) 競争的交渉方式（複数の契約の相手方の候補者との間で、価格、履行の内容その他の契約の条件について交渉を行って契約の条件を決定する契約の締結方法をいう。）により契約を締結しようとする場合において、契約金額に関係する内容の交渉のため、契約の相手方の候補者に対し、本市が予定価格の積算根拠、予定価格に対応する履行内容の設定の理由その他の予定価格に関する内容を提示する必要があるとき。
  - (4) 契約の相手方の候補者と契約金額について交渉しようとする場合において、当該候補者の譲歩を促すために予定価格を提示する必要があるとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか予定価格を公表することが本市にとって有利であると判断できるときその他管理者が必要と認める場合。
- 4 価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付すること。
- 5 政府調達に関する協定(WTO協定)その他の国際約束の適用対象となる契約については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の適用はなく、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項各号の規定が適用されるため、このガイドラインの基準よりも随意契約が可能な場合が更に限定されることに注意すること。